

“多世代が集う、地域交流の拠点機能を備えた” 児童センター等一元化施設の建設について



施設外観イメージ

建設に向けて

広報うたしない令和5年6月号、7月号や令和5年度まちづくり懇談会にて逐次お知らせしました児童センター等一元化施設について、工事の工程や施設平面図、外観イメージなどの実施設計の概要をお知らせします。

児童センター等一元化施設は、児童館・学童保育機能に加え、子ども達が集い、遊びなどを通して学ぶ場、保護者同士が安心して気軽に交流できる場、また、多世代が集う場として、地域交流の拠点を基本理念に整備します。

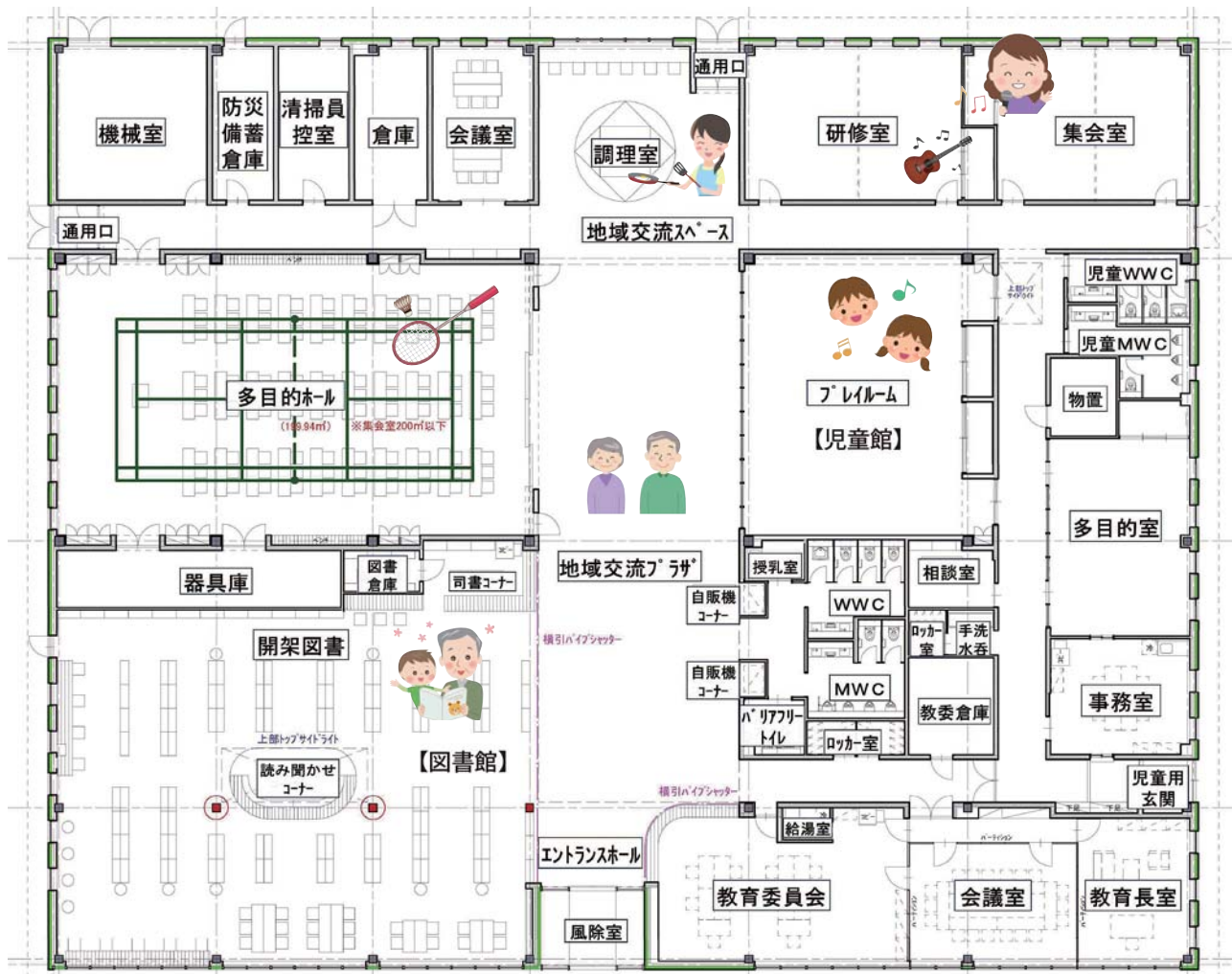
建設場所は歌志内学園及び認定こども園あおぞらの隣接地に整備し、学園とこども園からの安全なアクセスが確保されます。

また、施設内に地域交流プラザ、図書館、多目的ホール、教育委員会などが集約する複合施設として、市民の誰もが居心地の良い場と景観を整備します。



公園イメージ

■施設平面図、主な特徴について



▲施設平面図

ポイント

建設場所は認定こども園の左側奥を予定し、歌志内学園とあわせて、3つの施設それぞれの機能が連携し、公園部分を含め、エリア全体を子どもの居場所、地域交流の場として位置付けます。建物はガラス面を多くし、自然の光をできるだけ多く採り入れて開放感のある、居心地のよい空間づくりを目指します。

建物内には図書館、多目的ホールを兼ね備え、ミニバレーやバトミントンなども楽しむことができる小体育館を配置し、児童館専用エリアにはプレイルームや多目的室を配置するとともに、集会室や研修室、会議室も配置し、地域行事や集会、会合など幅広く市民の皆さまに使用していただく予定です。

これらの集会室や多目的ホールなどを活用して、児童・生徒が放課後を安全に過ごし、学習や体験・交流活動を行うことができる「放課後子ども教室」として位置付けることも検討しています。

想定している工事工程については下表のとおりで、令和8年2月の共用開始を目指します。

■着工開始及び引き渡しまでの主な工事工程表

年 月	令和6年				令和7年				令和8年															
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
工																								
事	建物建設工事																							
種																								
別						太陽光発電システム工事																		
					地中熱ヒートポンプ工事																			

※令和8年2月ごろ建物共用開始予定、令和9年4月ごろ公園共用開始予定



令和6年

歌志内市はたちを祝う会

1月7日、うたみんで「はたちを祝う会」が開催され、本市で生まれ育った9人が華やかな衣装に身を包んで出席しました。

20歳を迎えた皆さんに柴田市長などからお祝いの言葉と記念品が贈られ、出席者代表のおがわえり小川恵璃さんは「仲間とともに、この節目を迎えることができたのも、家族や先生方、いつも温かく見守っていただいた地域の皆さまのおかげです」と感謝の言葉を述べました。

悪質な訪問買い取りなどにご注意を！

皆さんの自宅を突然訪問し、貴金属や家財を強引に買い取るトラブル（押し買い）に気をつけましょう。被害を未然に防ぐためには、戸締まりをきちんとし、ドアを開けないようにすることが得策ですが、不意に訪問を受けた際には、勇気を持って断ることと、なるべくご家族やご近所の方に同席してもらい、ひとりでの対応は避けましょう。

被害を受けた場合の証拠にもなるため、相手（業者）の確認として、業者名・住所等・古物商許可証（または行商従業者証）の提示を求めましょう。

また、昨年の11月に訪問販売お断りステッカーを各世帯に配布していますが、市役所1階環境交通グループ窓口にて無料で配布をしていますのでご利用ください。

あまりにもしつこい場合には、状況に応じて下記へ連絡しましょう。

●相談の場合

滝川地方消費者センター（☎ 23-4778）

●緊急を要する場合

警察緊急通報用ダイヤル（☎ 110）

●近隣市町の事例

- ・「不要な着物を売ってください」と言ったのに、貴金属等の買い取りをしつこく迫る。
- ・勝手に部屋の中を物色する。
- ・買い取りするまで帰らず、品物を出すようにしつこく迫る。
- ・返品を申し出ても返してくれない。
- ・領収書や明細書を渡さない。



▲11月号広報で配布したステッカー

問い合わせ 環境交通グループ（市役所1階 ☎42-3217）

こんにちは!

議会事務局

かま だ けん た ろう
鎌田 拳 太 朗 です

はじめまして、1月から議会事務局に配属となりました鎌田拳太郎です。

出身は滝川市で、高校卒業後は東京の大学へ進学しましたが、就職を機に北海道へUターンし、これまで他の自治体の職員として勤務してきましたが、このたび縁あって歌志内市役所でお世話になることになりました。

現在の仕事は、市議会の運営や市議会だよりの発行等を行うことです。直接皆さまと接する機会はあまり多くないかもしれませんが、市政に関わる重要な業務ですので、責任感をもって取り組んで参ります。趣味はマラソンと筋力トレーニングです。マラソン大会にも出場していますので、どこかでご一緒する機会があれば、うれしく思います。

まだまだ分からないことが多く、至らない点も多々あるかと思いますが、少しでも地域に貢献できるように頑張りますので、どうぞよろしくお願いいたします。



〈企画広報グループ〉

歌志内学園に／ 大谷翔平選手から 野球グローブが届きました



1月15日、アメリカメジャーリーグで活躍する大谷翔平選手からサイン入りの野球グローブ（右利き用2個、左利き用1個）が本市に届き、16日の始業式でお披露目されました。児童生徒会の皆さんが、同封されていた手紙を代読したあと、希望した児童と生徒がキャッチボールを行いました。

学校関係者各位

貴校ますますご清栄の事とお慶び申し上げます。

ロサンゼルス・エンゼルス・オブ・アナハイムのメジャーリーガー、大谷翔平です。

この手紙は、このたび私が学校に通う子供たちが野球に興味を持ってもらうために立ち上げたプログラムをご紹介するためのものです。

この3つの野球グローブは学校への寄付となります。

それ以上に私はこのグローブが、私たちの次の世代に夢を与え、勇気づけるためのシンボルとなることを望んでいます。それは、野球こそが私が充実した人生を送る機会を与えてくれたスポーツだからです。

このグローブを学校でお互いに共有し、野球を楽しんでもらうために、私からの個人的なメッセージを学校の生徒たちに伝えていただければ幸いです。

この機会に、グローブの寄贈をさせていただけることに感謝いたします。

貴校の益々のご発展をお祈り申し上げます。

野球しようぜ。

大谷翔平



今回の寄付にあたり、全校児童生徒の前で手紙を代読した児童生徒会長の前田菜摘さん（8年生）は「全国に送られていることはニュースで知っていましたが、本当に歌志内学園にも届いたので驚きました。大谷選手から、努力を続けた先に叶う夢はあるのだと教えてもらった気がします。私たちも自分の夢のために努力をして、大谷選手のように夢を叶えられるように頑張りたいと思います」と児童生徒を代表して感想を述べました。このたびいただいたグローブは、休み時間や体育の授業などで活用していく予定とのことです。

〈企画広報グループ〉

そらちゼロカーボンリレーパネル展を開催

近年、世界各地で異常気象による災害が発生し、道内でも激しい雨が降る頻度や真夏日となる日が増えています。北海道では、このような気候変動問題の解決と、真に豊かで暮らしやすい北海道の創造を目指しており、2050年までに温室効果ガスの排出量と森林等による二酸化炭素吸収量のバランスが取り、環境と経済・社会が調和しながら成長を続ける「ゼロカーボン北海道」の実現に向けて取り組んでいます。

このたび、市民の皆さまに「ゼロカーボン北海道」への理解を深めていただくため、空知総合振興局との共同により、うたみん1階ホワイエにパネルを展示します。

最近よく耳にする「気候変動」「地球温暖化」などについて、知っておきたい知識や日常において私たちができる具体的な行動を分かりやすくパネルで解説していますので、ぜひご覧ください。

●とき

2月1日（木）～7日（水）

●ところ

うたみん1階ホワイエ

【問い合わせ】

環境交通グループ（市役所1階☎42-3217）



所得税の確定申告と 住民税の申告が始まります



申告相談は

2月16日(金)から3月15日(金)まで



- ▶ 滝川税務署【確定申告】
平日 9時から16時まで
- ▶ 市役所3階会議室
【確定申告・住民税申告】
平日 8時30分から17時まで

※受付時間までに来られない方はご相談ください。
※次に該当する方は、税務署での相談・申告をお願いします。

- ・事業所得、土地建物や株式の譲渡所得、繰越損失、雑損控除のある方
- ・不動産所得などがあり、収支内訳書の記載方法がわからない方
- ・該当年分以外の申告をされる方

感染症の予防対策

- ▶ 確定申告会場にお越しになる方へのお願い
- ・申告会場ではマスクの着用、手指の消毒にご協力ください。
- ・発熱の症状（37.5度以上）や体調のすぐれない方は、無理をせず、後日あらためてご来場ください。
- ・申告会場は、定期的な換気・消毒を行いますので暖かい服装でお越しください。

確定申告が必要な方

- ▶ 給与所得者
給与を2か所以上から受けている方、給与以外の所得が20万円を超える方
- ▶ 給与所得者以外
営業、不動産などの所得金額の合計額が、基礎控除・その他各種所得控除の合計額を超える方、扶養親族等の控除が漏れている方 など

住民税の申告が必要な方

1月1日現在、本市に住んでいる方は、原則として住民税の申告が必要です。

確定申告をする必要がない方であっても、住民税を計算する際に各種所得控除を適用したい場合には住民税申告が必要なほか、住民税申告は様々な行政サービスに利用されますので、収入のなかった方も、その旨申告してください。

住民税の申告が不要な方

確定申告をした方、給与所得のみで年末調整済みの方、公的年金の収入のみで公的年金等の源泉徴収票に記載のある所得控除等の内容に変更がない方は住民税の申告は不要です。

●問い合わせ

- ・滝川税務署(☎22-2191)
- ・税務グループ(市役所1階☎42-3217)

国保などの加入者は収入申告が必要です

国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している方(加入者ではない世帯主を含む)は、所得がなかった場合でも収入申告が必要です。未申告の方がいる場合、保険料(料)軽減制度を受けられないことがあります。

医療費控除について

1年間に支払った医療費から補てんされる保険金などを差し引いた金額が、一定額を超えると受けられる控除です。なお、医療費控除は税金の計算における控除額なので、支払った医療費そのものが還付されるものではありません。

※医療費控除を受ける場合、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となります。なお、医療費の領収書は5年間保管する必要があります。また、所定の事項が記載された「医療費通知」(医療費のお知らせなど)を提出する場合は、明細書の記載や領収書の保管を省略することができます。

申告に必要なもの

- ・マイナンバーカード(個人番号カード)、お持ちでない方は、番号確認書類(通知カードなど)と身元確認書類(運転免許証、身体障害者手帳など)
- ・税務署からの「確定申告のお知らせハガキ」
※届いてる方のみ
- ・給与や年金の源泉徴収票
- ・生命保険の満期などで保険金を受け取った方は、必要経費などの明細がわかるもの
- ・社会保険料などの領収書(任意継続など)、国民年金保険料は日本年金機構から送付される控除証明書及び領収証書
- ・生命保険料、地震保険料などの控除証明書
- ・障害者手帳、障害者控除対象者認定証
- ・預貯金口座番号がわかるもの
- ・寄附金の証明書
- ・医療費控除の明細書、高額療養費や生命保険など補てんされた金額がわかるもの

申告書の作成はパソコン・スマートフォンで!

ご自宅からパソコンやスマートフォンで申告書を作成することができます。作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンまたはICカードリーダーライターを用意すれば、「e-Tax」を利用して提出できます。くわしくは、国税庁ホームページ「確定申告特集」をご確認ください。

後期高齢者医療制度のお知らせ



◆高額介護合算療養費について

世帯で1年間(8月1日～翌年7月31日)の医療費と介護サービス費の両方の自己負担額を合算して、基準額(世帯の限度額)を超えた場合には、申請によりその超えた額が支給されます。

支給対象となる方には毎年3月から4月ごろに申請のお知らせをお送りします。

- ・医療費、または介護サービス費の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- ・基準額を超える額が500円以下の場合には支給の対象となりません。
- ・新たに後期高齢者医療制度に加入された方、北海道外から転入された方など、申請のお知らせをお送りできない場合があります。

◆令和4年度分計算期間・・・令和4年8月1日～令和5年7月31日

◆基準額表

負担割合	区 分		基準額(世帯の限度額)
3 割	現役並み所得者		【課税所得690万円以上】 212万円
			【課税所得380万円以上】 141万円
			【課税所得145万円以上】 67万円
2 割	一定以上所得者		56万円
一 般			
1 割	市民税非課税世帯	区分Ⅱ※1	31万円
		区分Ⅰ※2	19万円

※1 世帯全員が市民税非課税で区分Ⅰに該当しない方

※2 世帯全員が市民税非課税であり、世帯全員の所得が0円(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下。給与所得がある場合、その金額から10万円を控除)、または老齢福祉年金を受給している方

申請される方は、戸籍保険グループまでお申し出ください。

問い合わせ 北海道後期高齢者医療広域連合(☎011-290-5601)

戸籍保険グループ(市役所1階 ☎42-3217)

屋根の雪・氷による 事故を防ぎましょう!

- 毎年、冬になると沿道家屋等による死傷事故や落水雪事故が道内各地で発生しています。冬期間の通行を円滑にし、事故をなくすため、特に次のことに注意をお願いします。
- ▽ 落水雪事故の発生が懸念される沿道家屋等については、雪止めなどを設置するようにしましょう。
 - ▽ 既に雪止めが設置されている場合であっても、針金等の錆や老朽化による破損が原因で落水雪事故が発生することもあるため、必ず点検して、破損等が発見された場合は速急に修繕を行うようにしましょう。
 - ▽ 落水雪は、気温がマイナス3度からプラス3度程度で発生しやすいという特徴があるため、早めに除雪するとともに、除雪は必ず複数人で行い、歩行者や付近で遊んでいる子どもたちなどにじゅうぶん注意しましょう。
 - ▽ 建物管理している方は、看板やロープなどで歩行者に注意を促すようにしましょう。
 - ▽ 屋根等からの落水雪の危険がある場所では子どもを遊ばせないようにするとともに、遊んでいる子どもを見かけたときは声をかけて注意しましょう。
 - ▽ 高い建物の壁、窓枠、突出した看板などからの落水雪は、少量でもたいへん危険です。付着した雪や氷は、こまめに取り除くようにしましょう。
 - ▽ 落水雪があつた場合は、負傷者がいないか確認するとともに、歩行者等の通行の支障とならないように直ちに除去しましょう。
 - ▽ 通行の支障となりますので、屋根の雪など住宅敷地内に積もった雪を道路へ出さないようにしましょう。
- 〈北海道建設部建設政策局・建設管理グループ〉



消防本部からのお知らせ

消防本部 ☎42・3255

地震発生時の行動を確認しましょう！

本年1月1日に発生し最大震度7を記録した能登半島地震では、多くのかたがたが犠牲となり、家屋の倒壊など甚大な被害が発生しました。

地震は、いつでもどこで発生するかわかりません。

いざというときのために、

地震発生時の行動を再確認しましょう。



●地震が発生したら

〈屋内の場合〉

・テーブルなどの下に隠れ、

揺れが収まるのを待ちましよう。

・火の元を確認しましょう。

・窓やドアを開け、避難口を確保しましょう。

〈屋外の場合〉

・建物が倒壊する恐れがあるため、できるだけ離れましよう。

・地盤が崩れやすくなるため、急傾斜地などから離れましよう。



〈運転中の場合〉

・前後の車に注意しながら速度を落とし、道路の左側に停車しましょう。

・エンジンを切り、揺れが収まるまで車内にいまましよう。

・避難するときは、車の鍵はつけたまま、ドアロックはせず、連絡先メモを残しましよう。

●揺れが収まったら

・身の危険を感じたら、ためらうことなく避難ましよう。

・原則として徒歩で避難ましよう。

第19話 やけどの対処方法について

警防・救急グループ



「やけど」をした場合は①水道水等で痛みがやわらかまで流し続けましよう。②衣服を着ている部分をやけどした場合は、無理に脱がすと皮膚がはがれることもあるので服の上から冷やましよう。③冷やしすぎると低体温になる恐れがあるのでじゅうぶんに注意ましよう。

※氷、アイスパックなどは凍傷の恐れがあるため避けましよう！



やけどの種類は①Ⅰ度 「表皮熱傷」皮膚が赤くなっひりひりする。②Ⅱ度 「真皮熱傷」水ぶくれができ、皮膚が白くなることもある。③Ⅲ度 「皮下熱傷」皮膚が白や黒くなり水ぶくれはできない。軽度なやけどでも、すぐに冷やさないと思化する恐れがあります。

この時期は「低温やけど」にもご注意ください！

カイロや湯たんぽなどに接触し続けると「低温やけど」を起こす可能性があります。

温度	やけどまでの時間	低温やけどの恐れがある主な暖房器具
44度	3～4時間	40～60℃ カイロ
46度	30分～1時間	60℃のお湯を入れた場合で45℃以上
50度	2～3分	



歌志内市消防署
(☎42-3255)
へご相談を！

病院を受診した方がよい「やけど」は、①広範囲のやけど②やけどの部分が白や黒くなっているやけど③関節部分や手のひらのやけど
※判断がつかない場合は、病院や消防署に相談ましよう。

次回 第20話 救急車と消防車の同時出動について

広報1月号のお詫び

広報1月号の記事に誤りがありました。深くお詫び申し上げますとともに、次のとおり訂正ましよう。

▽16ページ 「令和5年度火災予防作文コンクール」中、最優秀賞の山崎莉愛さんのよみがな「りあ」を「りのあ」に訂正ましよう。

〈企画広報グループ〉

〈予防・保安グループ〉



・電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉めてから避難ましよう。
・近所にも声をかけ、安否を確認ましよう。
・地震が発生したとき、被害を最小限に抑えるには、一人ひとりが慌てずに適切な行動をとることが重要です。
・日ごろから正しい心構えを身につけておきましよう。

令和6年度 固定資産の評価替えについて

●固定資産の評価替えとは

固定資産税の対象となる土地・家屋は、3年に1度評価替えを行い、税額算定の基礎となる価格（評価額）が「適正な時価」となるように見直しが行われます。本来であれば、価格（評価額）の変化に応じて毎年評価替えを行い課税するところですが、膨大な量の土地・家屋について毎年度価格（評価額）を見直すことは実務的に不可能であるため、3年ごとに評価替えを行い、3年間価格（評価額）を据え置きます。

令和6年度は評価替えの年になるため、全ての土地・家屋の評価を見直します。

●評価替えに向けた取り組み

令和6年度の固定資産評価替えでは、主に「一部地域の宅地状況類似地区の見直し」と「一部地域の宅地状況類似地区の見直し」を

行います。これに伴い、一部地域では税額が変動する場合がありますが、市全体の土地評価を行う上で均衡を図るため、ご理解とご協力をお願いします。

▼宅地状況類似地区とは

宅地が沿接する道路の状況、公共施設等の接近の状況、家屋の疎密度その他利用上の便等を総合的に考慮し、おおむねその状況が類似していると認められる宅地の所在する地区ごとに区分されたものです。地区ごとに標準宅地を選定し、不動産鑑定を行っています。

基本的に同一状況類似地区内の単価は、鑑定価格を基礎とし、各土地固有の要因（形状・接道等）により決められた補正を行って求めます。

●宅地状況類似地区及び宅地状況類似地区の標準宅地の見直しにあたり

・都市計画区域の用途地域に

よる区分（商業・住宅・工業の区分）

・地形による区分（河川・段丘による地域の区分）

・土地利用による区分（幹線道路・宅地の集積度の違い）

・不動産鑑定士の意見

以上を踏まえて検討を行い、「適正な時価」による評価を行うため、現在の宅地状況類似地区を40地区から41地区へ増やし、宅地状況類似地区の標準宅地については、3地区の見直しと1地区の新設を実施しました。

●家屋

前回の評価替え（令和3年度）で算出された再建築費評点数に「建築物価の変動（再建築費評点補正率）」と「建築後の経年数に応じた減価（経年減点補正率）」を乗じて価格（評価額）を決定します。

令和5年以降に新築した家屋は、固定資産評価基準（令和6年基準）の改定を反映した評価を行います。

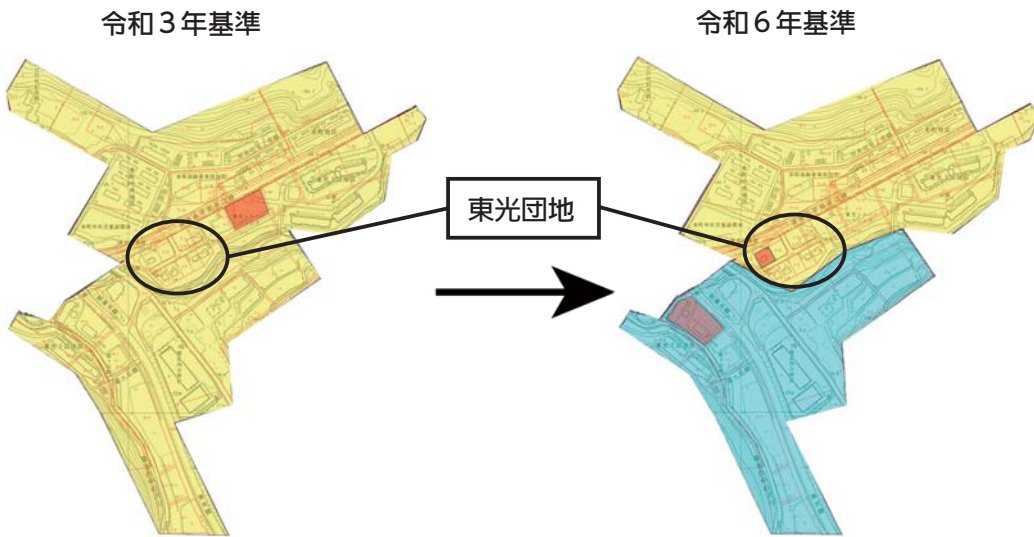
●償却資産

償却資産には評価替えはあ

りません。毎年1月に提出いただく償却資産申告書に基づき評価額を決定します。

▼問い合わせ
税務グループ
（市役所1階 ☎42・3217）

令和6年基準年度の宅地状況類似地区及び宅地状況類似地区の標準宅地の見直し箇所
宅地状況類似地区 東光地区（分譲地周辺）



※黄色：住宅地区、青色：工業地区

・宅地状況類似地区の標準宅地

東光3-4→東光2-11、東光22-4（新設）、歌神34-1→歌神35-1、歌神70-5→歌神63-5

「冬の大地震に備えて」

冬に大地震が起こると、雪や寒さなどへの対応も必要になります。以下の点に注意して、日ごろから備えておきましょう。

① 雪に対する備え

地震の揺れで、屋根からの落雪や雪崩の恐れがあります。また、雪道は歩きにくく避難に時間がかかります。安全な避難路を見つけておきましょう。



② 火災に対する備え

冬は暖房器具による地震時の火災リスクが高まります。暖房器具の転倒や周囲への引火にじゅうぶん注意してください。また、停電時に避難する際はブレーカーを落とし、ガスの元栓を閉めましょう。



③ 寒さへの備え

電気やガスが止まったときに備えて、ポータブルストーブや使い捨てカイロなどがあると安心です。また、避難するときのために、防寒着や防寒グッズを準備しておきましょう。

問い合わせ 札幌管区気象台 地震火山課 (☎011-611-6125)
〈庶務グループ〉

⚠ ヒートショックに注意! ⚠

ヒートショックとは、暖かい部屋から寒い部屋へ移動すると急激な温度変化によって血圧が大きく変わり、失神や心筋梗塞などの血管の病気を引き起こす現象のことです。下記のチェック表を確認し、チェック項目が多い場合は注意しましょう。

■ヒートショック危険度チェック表

項目	チェック
65歳以上である	<input type="checkbox"/>
高血圧、糖尿病、動脈硬化がある	<input type="checkbox"/>
肥満、睡眠時無呼吸症候群、不整脈がある	<input type="checkbox"/>
浴室に暖房設備がない	<input type="checkbox"/>
一番風呂が好き	<input type="checkbox"/>
熱い風呂が好き	<input type="checkbox"/>
飲酒後にお風呂に入ることがある	<input type="checkbox"/>
30分以上お湯につかっている	<input type="checkbox"/>

■ヒートショックが起きやすい流れ（脱衣室→浴室）

冬の寒い脱衣室

（血管が縮んで**血圧上昇**）

寒い浴室内

（**血圧**がさらに**上昇**）

熱めの湯につかって暖まる

（血管が広がり**血圧低下**）



〈予防・保安グループ〉

- ▼登録制メール 「防災情報」の配信登録者に訓練メールを配信します。
- ▽配信文 「これはJアラートのテストです」
- ※2月8日に、訓練周知のメールを配信します。
- ▼問い合わせ 庶務グループ（市役所3階 ☎42・3212）
- ▼試験放送及び訓練メール配信日時 2月9日（金）11時ごろ
- ▼消防の放送 市内各所に設置のスピーカーから次の内容を放送します。
- ▽内容 「こちらは歌志内市役所です。これは試験放送です。全国瞬時警報システムの試験放送です」
- ▼試験放送及び訓練メール配信日時 2月9日（金）11時ごろ
- ▼消防の放送 市内各所に設置のスピーカーから次の内容を放送します。
- ▽内容 「こちらは歌志内市役所です。これは試験放送です。全国瞬時警報システムの試験放送です」

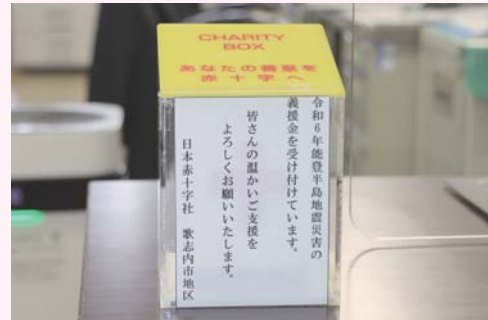
Jアラート
全国一斉試験放送

令和6年能登半島地震災害義援金の受付

本年1月1日に発生した石川県能登地方を震源とする地震により石川県を中心に甚大な被害がでています。この災害で被災されたかたがたを支援するため、日本赤十字社歌志内市地区は下記の市関連施設に募金箱を設置し、義援金を募集しますので、皆さまのご協力をお願いします。

●募金箱設置場所

- ・市役所福祉事業課窓口（本町5番地）
- ・コミュニティセンター「うたみん」（本町76番地）
- ・市立病院（神威269番地）
- ・チロルの湯（中村78番地3）



●募集期間

令和6年12月27日（金）まで

●日本赤十字社歌志内市地区窓口を持参される場合

歌志内市役所2階日本赤十字社歌志内市地区窓口(福祉事業グループ)にて受付しています。

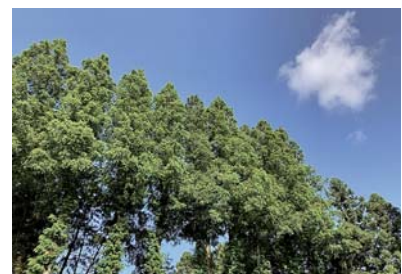
問い合わせ 日本赤十字社歌志内市地区(歌志内市役所福祉事業課福祉事業グループ)
(市役所2階 ☎42-3213)

国民一人ひとりが、森を支える。森林環境税 ～森林を守ることは、私たちの暮らしを守ること～

森林環境税は、私たちがこれからも森林の多くのはたらきを発揮させ、住みやすい環境を維持していくため、国民1人ひとりが必要な費用を分かち合い、健全な森林を育てることを目的としており、本年6月から森林整備やその促進に充てるため、年間1,000円が個人住民税とあわせて徴収されます。

●私たちの暮らしを支える森林の働き

- ・温室効果ガスの削減…木々は地球温暖化の原因となる温室効果ガス(二酸化炭素)を吸収します。
- ・自然災害の防止…木々が根を張ることで土砂崩れを防ぎます。また、下草や落葉・枝などが表土の流出を抑えます。
- ・水資源の貯蓄・浄水…洪水時や無降雨時の川の流れを調節したり、土に染み込んだ雨水を浄化します。



●具体的な活用先

- ・森林整備…森林の働きを最大限に発揮させるために、植樹や間伐など森林整備を行います。
- ・人材育成…森林整備の知識や技術を普及させることで森林整備の担い手を育成します。
- ・木材の利用・普及啓発…山間部と都市部が連携した森林教育や間伐材の活用を進めます。

問い合わせ 税務グループ（市役所1階 ☎42-3217）

特殊詐欺被害にあわないために

特殊詐欺の犯人からの電話のほとんどが自宅の固定電話にかかってきます。
犯人からの電話を受けないための固定電話対策が被害防止の第一歩です。
特殊詐欺被害の防止に向けて、NTT東日本では次の取り組みを実施しています。

●ナンバーディスプレイ及びナンバーリクエストの高齢者無償化

- ・70歳以上の契約者または70歳以上の方と同居している契約者の回線を対象として、ナンバーディスプレイとナンバーリクエストの月額利用料及び工事費を無料とします。
- ・知らない電話番号からの電話に、より注意を払っていただくことや、番号を通知しない電話には、通知してかけ直すよう応答する対応が可能となります。
- ・犯罪目的の電話が繰り返しかかってくるような被害を抑止することが可能となります。

●特殊詐欺対策サービスの無償化

- ・特殊詐欺対策サービスの月額利用料及び工事費を、申込受付期間・申込数を限定して一定期間無料とします。
- ・通話録音データをAIで解析し、特殊詐欺の疑いがある場合は事前に登録した連絡先に通知することで、詐欺の危険性を察知いただくことが可能となります。
- ・申し込み数に上限があります。

※くわしくはNTT東日本のホームページまたは電話にてご確認ください。

- ・ホームページ…https://www.ntt-east.co.jp/release/detail/20230414_01_01.html
- ・☎…[116]または[0120-116-000(携帯電話・PHS・同社以外の固定電話から発信する場合)]

<環境交通グループ>

協力隊と「いっしょに

「地域おこし協力隊って主に何をしているの?」という質問をよくいただきますので、今回は私が活動している内容についてお答えします。

地域おこし協力隊は、人口減少等の理由がある地域に移住し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの

「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住を目指す制度で、任期はおよそ1年以上3年以内です。

私の担当分野は「観光情報発信」です。例えば、秋に砂川ハイウェイオアシスで行われた「なかそらち大収穫祭」では、チロルの湯で販売しているお土産「炭じゅう」を販売しながら歌志内のPR活動を行いました。また、かもし岳国際スキー場のPRとして冬場のスキーシーズン到来に合わせ、動画を協力隊のユー

チューブやフェイスブックページに掲載するなど、主にインターネットを使って歌志内市への集客を試み、年間を通して自然の醸し出す鮮やかな景色や、ぶどう畑の移り変わりは四季を通して発信することに力を入れています。

歌志内の魅力を通して、日本各地から来てくださることを願っています!

〈地域おこし協力隊 高山〉



▲PR動画の編集・作成なども行います



No.3



令和4年度 歌志内市各会計

決算報告

昨年12月に開催された第4回定例市議会において、令和4年度歌志内市各会計決算が認定されましたので、その概要をお知らせします。

令和4年度は、歌志内市総合計画の後期基本計画が中盤に差し掛かり、これまで実施した事業の結果を踏まえ、計画のゴールを見据えた具体的な施策を展開する必要があると考え、限られた財源を有効に活用し、移住定住の施策を推進、地域おこし協力隊制度の活用、商業施設の建設など、過疎・高齢化の課題に対応する新たな取り組みや地域経済及び市民生活の活性化を図ってきました。また、予防接種や医療費の無料化や、市が独自に実施する各種の就学支援、助成等の制度を継続しつつ、新たに高校入学時のパソコン購入費助成など時代の変化にあわせた新たな取り組みを進めるなど、市民と協働で創るまちづくりを着実に推進しました。

各会計の決算状況

一般会計の令和4年度決算は表1のとおり、歳入が52億3,644万8千円、歳出が50億6,873万7千円で、差し引き1億6,771万1千円を翌年度に繰り越しました。

前年度決算額と比較すると、歳入で約4億6,400万円（9.7%）の増加、歳出では約6億1,600万円の増加、歳出では約6億1,600万円（13.8%）の増加となりました。

また、3つの特別会計の決算総額は表2のとおり、歳入が4億4,232万円、歳出が4億3,802万7千円で、差し引き429万3千円を翌年度に繰り越しました。

前年度決算額と比較すると、歳入は、約850万円（1.9%）の減少、歳出は、約880万円（2.0%）減少しました。

会計別の収支では公共下水道特別会計は7万1千円、国民健康保険特別会計は4,00万3千円、後期高齢者医療特別会計は21万9千円を翌年度に繰り越しました。

一般会計決算の概要

市の財政運営の中心で、基本的な行政サービスを行っている一般会計の決算概要をご説明します。

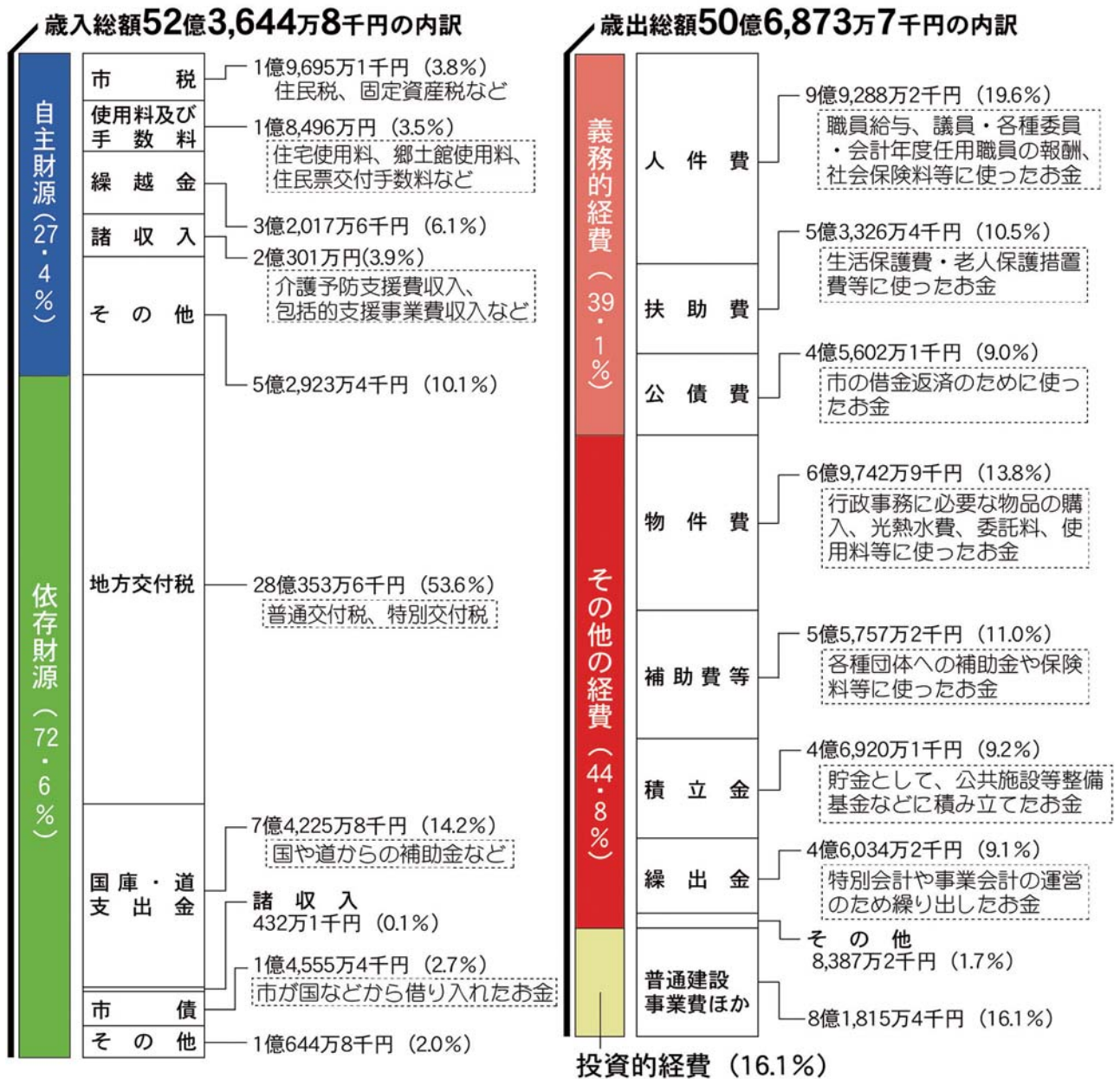
表1 一般会計の決算状況

歳入歳出 予算額 (A)	歳 入			歳 出			差し引き額 (B)-(C)
	決 算 額 (B)	予算額との 比 較 (B)-(A)	執行率 (B)/(A)	決 算 額 (C)	予算額との 比 較 (C)-(A)	執行率 (C)/(A)	
52億 6,405万1千円	52億 3,644万8千円	△2,760万 3千円	% 99.5	50億 6,873万7千円	△1億 9,531万4千円	% 96.3	1億 6,771万1千円

表2 各特別会計の決算状況

会 計 区 分	歳入決算額 (A)	歳出決算額 (B)	差し引き額 (A)-(B)	歳入に含む一般会 計からの繰入金額
市営公共下水道特別会計	2億3,709万6千円	2億3,702万5千円	7万1千円	1億3,238万3千円
国民健康保険特別会計	1億2,956万2千円	1億2,555万9千円	400万3千円	4,845万2千円
後期高齢者医療特別会計	7,566万2千円	7,544万3千円	21万9千円	2,820万9千円
合 計	4億4,232万円	4億3,802万7千円	429万3千円	2億904万4千円

令和4年度一般会計歳入・歳出決算の内訳



歳入は市税など自ら調達できる「自主財源」と、国や道から入るお金や借金等の「依存財源」の2つに分けられます。自主財源に乏しい本市では、歳入の大半を依存財源に頼っており、中でもその多くを占める地方交付税によって本市の財政が支えられています。令和4年度の地方交付税は、普通交付税では、前年度と比較して2004万1千円（1.0%）の減少、特別交付税は3961万7千円（5.6%）の増加となり、全体で1957万6千円（0.7%）の増加となりました。

皆さんから納めていただいた市税は1億9695万1千円で、前年度より1121万8千円（6.0%）増加しました。これは主に、法人市民税の申告額、市たばこ税申告本数の増加によるものです。徴収率は97.3%で0.9ポイント上回りました。なお、市民1人当たりの市税負担額は、前年度より7078円増加し、7万1千906円となっています。

次に歳出をご説明します。

上記の歳出決算のグラフは、市が使ったお金について経済的性質を基準に分類したものです。

「義務的経費」は、職員給与や借金の返済など、必ず支払わなければならない

らない経費で、「投資的経費」は、施設や道路建設など行政水準の向上に直接かかわる経費です。また、「その他の経費」は、義務的経費や投資的経費に含まれない物件費や補助費等の経費です。一般的に、義務的経費の割合が低く投資的経費の割合が高いほど、財政に余裕があると言われています。

令和4年度決算では、義務的経費が19億8216万7千円（構成比39・1%）、次いでその他の経費が22億6841万6千円（同44・8%）と、これらの経費が歳出のほとんどを占めています。投資的経費は前年度に比べ5億3085万3千円増加して8億1815万4千円、全体の16・1%となりました。

依然として義務的経費の割合が高く、財政構造の硬直化が示される結果となっています。

さらに、行政の仕事内容ごと大きく分類した目的別の経費を見ても（次ページ表3）。

最も多いのは民生費で、老人福祉や生活保護経費などに、決算額の18・9%に当たる約9億5900万円を支出しました。

次に支出が多かったのは職員費で、特別職と一般職員の給与や医療保険

令和4年度一般会計決算を1か月の家計簿に例えると…

家計を支えているのは「親からの仕送り」です。

家族で働いて得た収入は、約7%しかありません。

前月よりローンの借入が減ったものの、家の増改築費が大きく増えましたが、預金からの引き出し、前月からの繰り越しにより今後の生活費を調整することができました。しかし、収入の柱となっている親からの仕送りは、前月よりも減少しているため、これからも計画的に生活を見直し、収入に見合った生活をしなくてはなりません。



給料 (市税)	16,000円	食費 (人件費)	83,000円
パート収入 (使用料及び手数料)	15,000円	家族の医療費 (生活保護費などの扶助費)	44,000円
親からの仕送り (地方交付税、国・道支出金など)	304,000円	光熱水費などの雑費 (物件費)	58,000円
預金からの引き出し (繰入金)	36,000円	保険料・町内会費 (補助費等)	46,000円
ローンの借り入れ (市債)	12,000円	修繕料 (維持補修費)	4,000円
雑収入 (諸収入など)	26,000円	ローンの返済 (公債費)	38,000円
前月からの繰り越し (繰越金)	27,000円	子どもへの仕送り (繰出金)	38,000円
※歌志内市の令和4年度一般会計決算を、1か月の家計簿をイメージして作成しました。金額は千分の1に置き換え、12か月に割っています。		家の増改築費 (普通建設事業費)	68,000円
		貯金 (積立金、投資・出資金など)	40,000円
		親類や友人への援助 (貸付金)	3,000円

1か月の収入合計 436,000円 1か月の支出合計 422,000円

収入436,000円－支出422,000円・・・14,000円の黒字

※令和3年度決算では、収入398,000円、支出371,000円でした。

表3 目的別にみる一般会計決算額

項目	決算額	前年度との比較
民生費	9億5,872万6千円	△8,062万5千円
職員費	8億5,020万5千円	3,604万9千円
総務費	7億3,434万3千円	7,318万4千円
商工費	6億3,185万4千円	4億3,273万1千円
土木費	5億7,192万6千円	5,410万円
衛生費	5億540万円	4,153万1千円
公債費	4億5,602万1千円	△872万1千円
教育費	2億2,547万1千円	2,743万2千円
消防費	7,280万1千円	3,481万3千円
議会費	4,504万1千円	△350万3千円
農林費	1,271万5千円	685万7千円
諸支出金	253万6千円	253万6千円
労働費	169万8千円	1万2千円
合計	50億6,873万7千円	6億1,639万6千円

などの共済費として、16・8%に当たる約8億5000万円を支出しました。













なお、議員報酬や各種委員等の報酬等は各歳出項目に区分されるため、性質別分類での人件費の総額と金額は異なります。

一般的な管理費などを支出する総務費は約7億3400万円、市の観光イベントや商工業の振興のための経費を支出する商工費は、約6億3

200万円、道路や市営住宅の管理費を支出する土木費は、約5億7200万円、各種保健予防事業やごみ処理事業などを支出する衛生費は、約5億500万円を支出しました。公債費は市債の償還として4億5602万1千円を支出しました。

以下、教育費、消防費、議会費、農林費、諸支出金、労働費の順に支出が多い結果となりました。

市民1人当たりの決算額 ※令和5年3月末現在の住民基本台帳人口2,739人で算出

<p>民生費 350,028円</p> <p>医療費や介護保険事業、福祉行政全般に使われたお金</p> 	<p>職員費 310,407円</p> <p>職員の給与、医療保険などの共済費に使われたお金</p> 	<p>総務費 268,106円</p> <p>一般事務経費や財産管理などに使われたお金</p> 	<p>商工費 230,688円</p> <p>商工業者の振興対策、観光事業推進などに使われたお金</p> 
<p>土木費 208,808円</p> <p>市道整備や除排雪、市営住宅の管理経費などに使われたお金</p> 	<p>衛生費 184,520円</p> <p>各種保健予防事業、ごみ処理事業などに使われたお金</p> 	<p>公債費 166,492円</p> <p>市の借金(市債)の返済に使われたお金</p> 	<p>教育費 82,319円</p> <p>教育施設の管理運営、社会教育事業の運営などに使われたお金</p> 
<p>消防費 26,579円</p> <p>火災予防活動や救急活動、消防施設設備などに使われたお金</p> 	<p>議会費 16,444円</p> <p>議員報酬や議会運営に使われたお金</p> 	<p>その他 2,633円</p> <p>農林費 4,642円 諸支出金 926円 労働費 620円</p> 	<p>合計 1,850,579円</p> 

特別会計決算の概要

■市営公共下水道特別会計

決算額は歳入が2億3709万6千円、歳出が2億3702万5千円で、差し引き7万1千円を翌年度に繰り越しました。前年度と比較すると、歳入、歳出とも約40万円の減少となりました。

これは主に歳入は諸収入である雑入、歳出では公債費による市債償還の減少によるものです。

■国民健康保険特別会計

決算額は歳入が1億2956万2千円、歳出が1億2555万9千円で、差し引き400万3千円を翌年度に繰り越しました。前年度と比較すると、歳入、歳出とも約700万円の減少となりました。

この主な要因は、国民健康保険税、職員給与費の減少によるものです。

■後期高齢者医療特別会計

決算額は歳入が7556万2千円、歳出が7544万3千円で差し引き21万9千円を翌年度に繰り越しました。前年度と比較すると、歳入・歳出とも約100万円減少しましたが、これは主に歳入は後期高齢者医療保険料、歳出では補助費等の減少によるものです。

病院事業会計決算の概要

▼患者数の状況

年間延べ患者数は、入院が1万5934人で前年度から404人の増加、外来は9381人で前年度より348人の増加となりました。

▼経営の状況

総事業収益は6億2269万9千円で前年度から1418万4千円の増加、総事業費用は6億12万1千円で前年度より2201万8千円の増加となりました。

患者動向による収入状況では、外来収益6458万6千円、入院収益は2億6734万7千円で、外来は患者数の増加に伴い増収となるほか、新型コロナウイルス接種により予防接種料が増収となる一方、入院は患者数が増加したものの医療必要度の高い患者の減少により減収となり、一般会計からの繰入金により収支の均衡を図りました。

結果として、消費税を除いた単年度収支で1284万1千円の純利益が生じ、累積欠損金は、7億6297万3千円となりました。

資本的収支における総収入額は7663万1千円で、前年度より1632万6千円の増加、総支出額は9

384万1千円で、前年度から1739万8千円の増加となりました。なお、総支出額に対して総収入額の不足する額1721万円は過年度分損益勘定留保資金により補てんを行いました。

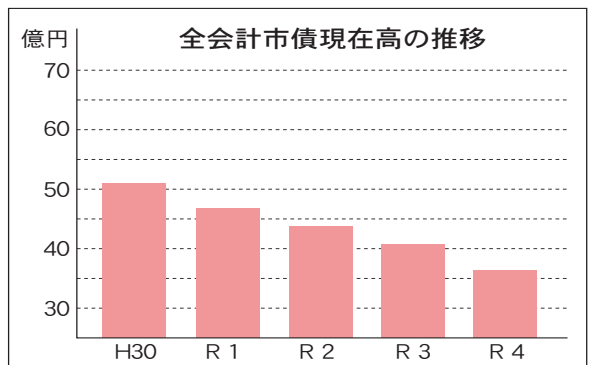
病院事業会計の決算状況 ※消費税含む

収益的収支		〈支 出〉	
〈収 入〉			
医業収益	3億8,402万3千円	医業費用	5億9,200万4千円
医業外収益	2億3,867万6千円	医業外費用	811万7千円
合 計	6億2,269万9千円	合 計	6億12万1千円

資本的収支		〈支 出〉	
〈収 入〉			
企業債	5,040万円	建設改良費	6,229万3千円
出資金	1,442万7千円	企業債償還金	3,154万8千円
他会計繰入金	1,180万4千円		
合 計	7,663万1千円	合 計	9,384万1千円

全会計の市債現在高

年 度	全会計市債 年度末現在高	年度末 の人口	人口1人当 たり現在高
平成30年度	51億9,601万7千円	3,232人	160万8千円
令和元年度	47億5,392万2千円	3,092人	153万7千円
令和2年度	44億 580万6千円	2,994人	147万2千円
令和3年度	40億1,060万8千円	2,865人	140万円
令和4年度	36億3,268万5千円	2,739人	132万6千円



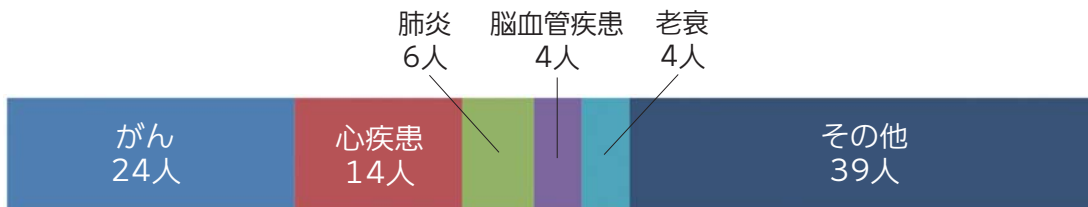
あなたの健康を応援します!

今回のレッツ健康は、歌志内市民の健康状態についてお知らせします。

●歌志内市の死亡数（令和4年）

日本人の3大死因は「がん・心疾患・脳血管疾患」でしたが、平成30年から、「老衰」が3位になり、順位は「がん・心疾患・老衰・脳血管疾患」となっています。

本市においては、令和4年はがん、心疾患について、肺炎による死亡が多い状況でした。



●がんの部位別死亡数（令和4年）

がんで亡くなった方の部位を見ると、大腸がんが1番多くなっています。がんは早期に発見することで治癒することができます。

本市では、胃・肺・大腸・子宮・乳・前立腺がん検診を実施しています。

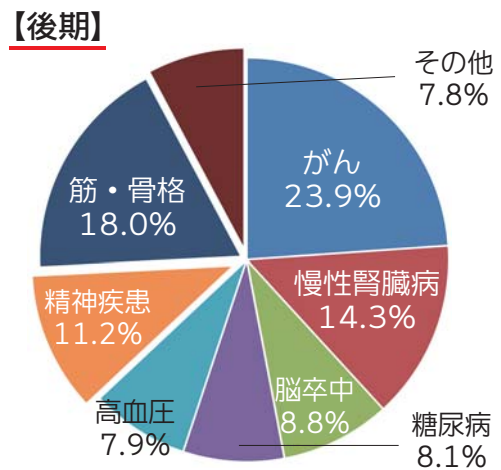
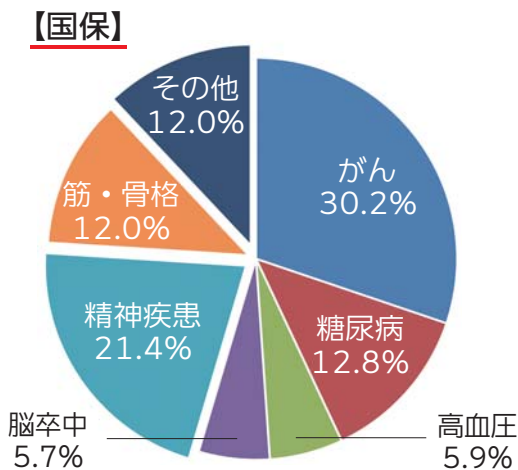


●どのような疾患で医療費がかかっているか（令和4年度）

国民健康保険加入者・後期高齢者医療制度の保険加入者の両方とも、一番医療費がかかっているのが「がん」です。その他、糖尿病や高血圧・脳卒中・慢性腎臓病を合わせると、半数以上が予防可能な疾患です。

生活習慣病の発症予防・重症化予防には、定期的な検査（健診）が大切です。

市ではがん検診（得とく健診）を無料で行っています。年に1回は、体の定期点検をしましょう！



問い合わせ

保健介護グループ（市役所2階 ☎ 74-6616）